

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C（以下「事業場」という。）において、溶接工として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し「適応障害」と診断された。請求人によると、平成〇年〇月から退職強要が繰り返されたり、他の従業員からミーティングの場で不当な扱いを受けたりして、精神的苦痛を受けたという。
- 3 本件は、請求人が業務上の事由により精神障害を発病したとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がなかったことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで本件処分の取消しを求めて本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 前提事実

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人の業務による心理的負荷となる出来事について検討する。

請求人が主張する出来事は、請求人母子が職場で大声で騒ぐなどして業務に支障を来している状況について、他の従業員が事業場の課長に対し苦情を申し述べたにすぎず、それら主張を認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、業務をめぐる方針等において同僚との考え方の相違が生じたものではないから、同出来事の心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(3) 請求人は、その他の心理的負荷をもたらした出来事として「(重度の) 病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）、「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）、「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）その他を主張するが、それらの各事実を裏付けるに足りる客観的な資料は見当たらず、当該各事実を確認することはできない。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。